

広島県告示第二百四十九号

令和二年広島県告示第千二百九十六号（徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように変更し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後					変更前				
		株式会社しんきん情報サービス	(略)	名称			株式会社しんきん情報サービス	(略)	名称
		(略)	(略)	所在地			(略)	(略)	所在地
		(略)	(略)	委託内容			スマートフォン等の電子機器の決済サービスによる徴収金の収納	(略)	委託内容
		(略)	(略)	委託開始年月日			同右	(略)	委託開始年月日
							東京都品川区西品川一丁目一番一	同右	令和三年一月一日